

近運総安第 16 号
平成 27 年 8 月 12 日

一般社団法人
近畿トラック協会長 殿

近畿運輸局長

平成 27 年秋の全国交通安全運動の実施について

標記について、別紙のとおり近畿運輸局実施計画を定め、本運動を推進することとしましたのでお知らせします。

つきましては、本運動の趣旨を十分ご理解のうえ、貴関係者に対し周知されるとともに、効果的な推進に格段のご協力をお願いします。

また、本運動の推進にあたっては、運動期間中の 9 月 30 日（水）が「交通事故死ゼロを目指す日」と決定されていることに留意いただき、その趣旨・目的（国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止すること。）についてもお知らせしますので、併せてご協力をお願いします。



平成27年秋の全国交通安全運動推進要綱

平成27年7月1日
中央交通安全対策会議
交通対策本部決定

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 平成27年9月21日(月)から30日(水)までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(水)

第3 主催

内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、都道府県、市区町村、自動車検査独立行政法人、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、自動車安全運転センター、軽自動車検査協会、(一財)全日本交通安全協会、(公財)日本道路交通情報センター、(一社)全日本指定自動車教習所協会連合会、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)日本自動車連盟、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会

第4 協賛

別紙のとおり

第5 運動重点

1 運動の基本

秋の交通安全運動では、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

2 全国重点

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、

重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加すること、また、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること、さらに、重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから、次の3点を全国重点とする。

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

3 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記2の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定める。

第6 運動の基本及び全国重点に関する主な推進項目

1 運動の基本（子供と高齢者の交通事故防止）に関する推進項目

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子供や高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 日常生活の中で、安全に道路を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- (2) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - ア 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
 - イ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - ウ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検及び通行車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進
- (3) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車乗用時におけるシートベルト着用等の安全利用の促進
- (4) 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- (5) 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (6) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (7) 子供や高齢者等に対する思いやりのある運転の促進
- (8) シルバーゾーンやゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

- (9) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの習得及び理解向上と安全行動の促進
- 2 全国重点に関する推進項目
- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- 歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と夜間の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。
- ア 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
- 衣服、履物等、身の回り品への反射材等の組み込みの促進と各種広報媒体を活用した反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果などに関する広報啓発活動の促進
- イ 歩行者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- ウ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）を活用した前照灯の点灯、通行方法等の交通ルール・交通マナーの周知と、街頭指導の強化や交通安全教室等による自転車の交通ルールの遵守徹底
- エ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行
- オ 交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品や明るい目立つ色の衣服などの着用効果等を理解・認識させる交通安全教育等の推進
- カ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進する。
- ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- イ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進
- ウ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け等、正しい使用方法の周知徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- 運転者を始め広く国民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進する。
- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進

- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故によりいまだ多くの人々が犠牲になりあるいは心身に損傷を負っているなど、厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、上記第5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。また、鉄道・海上・航空の交通分野においても、国民の交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るなどの効果的な運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解の増進に努めるとともに、黙とうなど交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

この実施に当たっては、国民一人一人が交通安全について考え、交通事故のない社会は国民自らが成し遂げるものである、との認識を社会全体に正しく広めるよう努めるものとし、本運動の展開に連動した取組を行うものとする。

1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間のもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。
 - ア 自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター、シートベルトコンビンサー、スケアード・ストレイト方式等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施
 - イ 各種広報媒体を活用した街頭キャンペーン及び街頭における交通安全指導、保護・誘導活動の実施
 - ウ 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料（交通事故統計、広報啓発資料等）の提供
 - エ 有識者、交通事故被害者等が参加する交通安全シンポジウムの開催
 - オ 交通安全に関する作文、標語等の募集と活用
- (3) 主催機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて反射材

用品、明るい目立つ色の衣服等の着用の必要性、「自転車安全利用五則」の周知徹底、シートベルトとチャイルドシートの着用効果、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。

また、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対し、交通の危険を防止するための講習を受けることを義務付ける自転車運転者講習制度が導入されたことについて、周知の徹底を図るものとする。

- (4) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動重点を効果的に推進するための関連情報はもとより、交通事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。

なお、チャイルドシート使用に関する各種広報等に当たっては、「チャイルドシート着用推進シンボルマーク」を活用した効果的な推進を図るものとする。

- (5) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び重点等を周知させ、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等をしない、させないことはもとより、反射材用品等の着用、自動車乗車中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの着用や自転車乗用中の交通ルールの遵守等、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (6) 都道府県及び市区町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努めるものとする。

また、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努めるものとする。

これらを踏まえ、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

ア 地域、家庭等における実施要領

町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

また、家庭内においては、話し合い等を通じて交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況など身近な交通事故実態、シートベルト・チャイルドシート及び反射材用品・明るい目立つ色の衣服などの着用効果等、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等の悪

質性・危険性、自転車の安全利用等に関する必要な資料・情報の提供を行う。

さらに、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導等の高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が地域ぐるみで行われるよう努める。

イ 保育所、幼稚園、小学校等における実施要領

保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図る。

また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

さらに、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

ウ 高齢者福祉施設等における実施要領

施設責任者、医師、看護師等との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果等について理解を深め、これらの活用を促すとともに、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底する。

また、関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

エ 職域における実施要領

職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し、飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知等について指導を徹底する。

また、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底及びこれらの着用効果の理解促進、自転車利用者に対する交通ルールの遵守等職域における交通安全意識の向上を図るほか、社内広報誌(紙)を活用した積極的な広報啓発活動や職域の職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢などに関するきめ細かな情報提供を行う。

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

平成27年秋の全国交通安全運動実施計画

平成27年8月12日

近畿運輸局

近畿運輸局は、平成27年秋の全国交通安全運動推進要綱（平成27年7月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）に基づき、実施計画を定め、本運動を下記により積極的に推進することとする。

記

1. 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2. 期間

- 1 平成27年9月21日（月）から30日（水）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（水）

3. 運動の基本と重点

秋の交通安全運動では、次代を担う子供のかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

また、秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加すること、さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだに低調であること、加えて、重大事故の原因となる飲酒運転・過労運転及び運転者の体調急変に伴う悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから、次の重点を定める。

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 過労運転の防止と運転者の体調急変及び危険ドラッグ等の使用に伴う事故の防止

4. 実施項目等

上記3. に配慮しつつ、鉄軌道及び自動車関係においては、別紙実施計画に基づき、以下の項目に関する各細目を実施することとする。

○鉄軌道関係（計画別紙①）

- (1) 鉄軌道の安全確保

○自動車関係（計画別紙②）

- (1) 事業用自動車の安全運行の確保
- (2) 車両の安全対策の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

○共通

- (1) 広報活動の推進

平成27年秋の全国交通安全運動実施計画（自動車関係）

近畿運輸局

近畿運輸局は、平成27年7月29日国土交通省において作成された「平成27年秋の全国交通安全運動国土交通省実施計画」に基づき、下記のとおり実施項目を定め、関係団体に対し事前の準備を働きかけ、9月21日（月）から同月30日（水）までの期間中における本運動を効果的に実施する。

また、実施に当たっては、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とするほか、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」の全国重点に留意し、下記の事項について積極的に取り組むとともに、地域重点についても鋭意実施する。

なお、本運動期間中の9月30日（水）が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動の展開に併せて、その趣旨が国民に正しく理解されるよう努めるものとする。

記

1 事業用自動車の安全運行の確保

- (1) 自動車運送事業者に対し、運輸安全マネジメント制度の徹底のため、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう、より一層意識の高揚を図る。
- (2) 事業用自動車の適切な運行を確保するため、自動車運送事業者団体を通じて、自動車運送事業者及び運行管理者に対し次の事項に重点を置いた安全運行の更なる徹底を図るよう指導する。
 - ① 運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成26年4月18日改訂）に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を十分に把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること
 - ② 過労運転を防止するため、適切な運行指示書の作成や長距離運転又は夜間の運転に従事する際の乗務時間の遵守などの運行管理を徹底すること。特に、高速乗合バス及び貸切バスにおいては、交替運転者の配置基準を遵守徹底すること
 - ③ 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全に配慮すること
 - ④ 飲酒運転の根絶のため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、点呼時に酒気帯びの確認を行う際のアルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼の実施を徹底すること
 - ⑤ 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施する

こと

- ⑥ 夕暮れ時における自動車のすれ違い用前照灯（下向き）の早めの点灯及び、暗い道での走行用前照灯（上向き）の点灯を励行すること
 - ⑦ 乗合バスにおいては特に、車内事故を防止するための安全対策を実施すること
 - ⑧ タクシーにおいては特に、交差点内での出会い頭事故を削減するため、一時停止を徹底すること
 - ⑨ トラックにおいては特に、追突事故防止対策の強化を図ること。また、交差点右左折時における巻き込みによる事故を防止するため、一時停止及び安全確認を再徹底すること。さらに、過積載となる運行の防止を徹底すること
 - ⑩ 踏切通過の際には、踏切先の交通状況を十分に確認して進入するよう周知徹底すること
 - ⑪ 運転者に対し、ブレーキ不具合を発生させないため、速度の出やすい下り坂における減速方法等を周知徹底すること
 - ⑫ 運転者に対し、定期健康診断や運転者適性診断の結果内容を踏まえた安全運行のための指導を実施すること
- (3) 安全規制の遵守を徹底するため、重大事故及び飲酒運転等悪質な法令違反を引き起こした自動車運送事業者等に対しては重点的に監査を実施するとともに、安全規制が守られていない場合には厳格な行政処分を実施する等により違法運行の排除に努める。

2 車両の安全対策の推進

- (1) より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発を次の事項に重点をおいて行う。
- ① 自動車販売関係団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車アセスメントによる車種別安全性能の比較情報の提供等により、安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと
 - ② 街頭検査の際、ユーザーに自動車アセスメントによる車種別安全性能の比較情報の提供等により、安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方のユーザー指導を行うこと
- (2) 自動車運送事業者団体、自動車整備事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じ、自動車運送事業者、整備事業者、レンタカー事業者、整備管理者、自家用自動車使用者等に対し、次の事項に重点を置いて、整備不良車及び不正改造車を排除し車両の安全確保の徹底を図るよう「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」等を通じて指導する。
- ① 日常点検整備及び定期点検整備の確実な実施
 - ② 不正改造の防止
- (3) 警察との密接な連絡協調のもとに街頭検査を行い、無車検・無保険車両を排除するとともに、衝突事故につながる摩耗タイヤの装着等の整備不良車両、及び不適切な着色フィルムの貼付及び装飾板の装着、不適切な灯火器の取付け、速度抑

制装置の解除・取外し、突入防止装置の取外し及び過積載等を助長するさし枠の取付け等の不正改造車の排除に努める。

併せて、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のため、点検整備の励行について指導を行う。

- (4) リコールに関して一般ユーザーからの情報を円滑に入手できるよう、自動車不具合情報ホットラインの周知に努める。

3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車運送事業者団体、自家用自動車関係団体等を通じて、正しい方法によるシートベルトの着用とチャイルドシートの使用の徹底等について次のとおり指導する。

- (1)トラック事業者、タクシー・ハイヤー事業者及びバス事業者に対しては、乗務員に対する適正なシートベルトの着用を指導する。
- (2) 乗客の安全を図るため、タクシー・ハイヤー事業者並びに高速自動車国道等を走行するバス事業者に対しては、次の事項を実施するよう指導する。
 - ① 運行前に、シートベルト及び座席の不具合の有無を点検すること
 - ② シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
 - ③ 乗客にシートベルトの着用を促すこと
 - ④ 乗客のシートベルトの着用状況を発車前に点検すること
- (3) タクシー・ハイヤー事業者並びに高速自動車国道等を走行するバス事業者に対しては、シートベルト着用のステッカー等を作成し、車内に掲示するよう指導する。
- (4) 自家用自動車使用者に対しては、後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及びABS、エアバック等の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。
- (5) 幼児を同乗させる自家用自動車使用者に対しては、チャイルドシートの正しい取り付け方及び安全性に関する比較情報等の提供を行い、安全意識の高揚を図る。

4 広報活動の推進

関係団体等を通じ、本年9月30日(水)が「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことに留意しつつ、次の広報活動を展開する。

- (1) 車内放送を通じ、また、車両、停留所、事業所等にポスター、垂幕、立看板等を掲示し、本運動の趣旨を一般に周知する。
- (2) 関係団体の広報誌等を通じ、また、事業用自動車の運転者及び運行管理者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨及び次の広報事項を周知する。

- ① 歩行者及び自転車利用者（特に子供と高齢者）の安全や乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮
- ② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ より安全な自動車及び安全装置の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ④ 自賠償制度の役割と交通事故被害者保護の重要性
- ⑤ 飲酒運転や無免許運転、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用運転等、悪質・危険な運転行為の禁止の徹底
- ⑥ 「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑦ 不正改造車排除の徹底及び自動車の点検整備の励行促進
- ⑧ 「迷惑駐車をしなさい、させない」の励行

5 その他

査察・調査については、査察票（別紙1）及びワンマンバス添乗調査票（別紙2）により実施するものとし、支局・兵庫陸運部は、実施結果報告（別紙3）及び街頭検査実施状況（別紙4）と併せて総務部安全防災・危機管理課まで報告するものとする。